

福岡県公報

平成十七年八月三十一日
第二千四百三十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第七十五号・第七十六号)

○知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課)

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則

(県民情報広報課)

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十五号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

一 知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成十三年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二十円」を「十円」に、「百円」を「三十円」に改め、同表の二の項中「二十円」を「十円」に改め、同表の三の項中「四百円」を「百二十円」に改め、同表の四の項中「四百六十円」を「百七十円」に改め、同表の五の項中「二十円」を「十円」に、「八十円」を「五十円」に、「二百円」を「八十円」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十六号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

一 知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「二十円」を「十円」に、「百円」を「三十円」に改め、同表の二の項中「二十円」を「十円」に改め、同表の三の項中「四百円」を「百二十円」に改め、同表の四の項中「四百六十円」を「百七十円」に改め、同表の五の項中「二十円」を「十円」に、「八十円」を「五十円」に、「二百円」を「八十円」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)